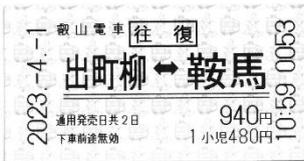
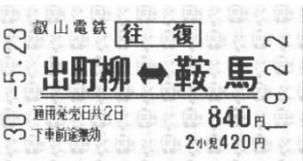


旅客営業規則【新旧対照表】

改正	現行
<p>第 5 章 乗車券類の様式</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(乗車券類の表示事項及び様式)</p> <p>第87条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>3 乗車券類の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 磁気券の片道券</p> <p style="text-align: center;">(大人用)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>備考</p> <p>イ. 小児用は「小」と表示する。</p> <p>ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。</p> <p>(2) 紙式の片道券</p> <p style="text-align: center;">(大人用) (小児用)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>(3) 磁気式の往復券</p> <p style="text-align: center;">(大人用)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>備考</p> <p>イ. 小児用は「小」と表示する。</p> <p>ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。</p> <p>(4) 定期券</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>第 5 章 乗車券類の様式</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(乗車券類の表示事項及び様式)</p> <p>第87条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>3 乗車券類の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 磁気券の片道券</p> <p style="text-align: center;">(大人用)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>備考</p> <p>イ. 小児用は「小」と表示する。</p> <p>ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。</p> <p>(2) 紙式の片道券</p> <p style="text-align: center;">(大人用) (小児用)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>(3) 磁気式の往復券</p> <p style="text-align: center;">(大人用)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>備考</p> <p>イ. 小児用は「小」と表示する。</p> <p>ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。</p> <p>(4) 定期券</p> <div style="text-align: center;">  </div>

(5) 通学用割引回数券



(5) 回数券



(6) 削除

(削除)

(7) 削除

(削除)

(6) 機器発行の団体券

(省略)

(項番変更)

(7) 手書き発行の団体券

(省略)

(項番変更)

(8) 団体数取券

(省略)

(項番変更)

(9) 貸切券

(省略)

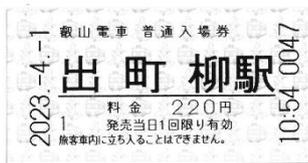
(項番変更)

第 8 章 入場券

(入場券の様式)

第 1 4 1 条 入場券の様式は次のとおりとする。

(券売機発売 大人用)



備考

イ. 小児用は「小」と表示する。

ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。

備考 小児用は「小」と表示する。

(6) 削除

(7) 削除

(8) 機器発行の団体券

(省略)

(9) 手書き発行の団体券

(省略)

(1 0) 団体数取券の様式

(省略)

(1 1) 貸切券の様式

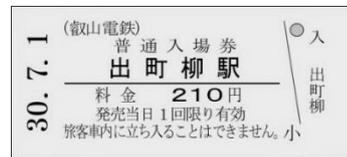
(省略)

第 8 章 入場券

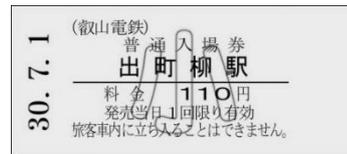
(入場券の様式)

第 1 4 1 条 入場券の様式は次のとおりとする。

(大人用)



(小児用)



(係員発売 大人用)



(係員発売 小児用)



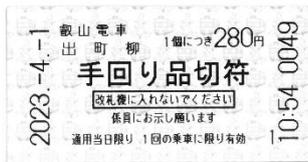
第 9 章 手回り品

(手回り品切符)

第148条 前条の規定により手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、手回り品切符を交付する。ただし、ワンマンカーの場合は直接料金を収受する。

2 手回り品切符の様式は次のとおりとする。

(券売機発売用)



(係員発売用)



第 9 章 手回り品

(手回り品切符)

第148条 前条の規定により手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、手回り品切符を交付する。ただし、ワンマンカーの場合は直接料金を収受する。

2 手回り品切符の様式は次のとおりとする。



*下線部が改正箇所。

身体障害者旅客運賃割引規程【新旧対照表】

改正	現行
<p>(発行方)</p> <p>第8条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面(回数乗車券については各券片)に次の表示をして発売する。</p> <p>(1) 普通乗車券・回数乗車券</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(2) 定期乗車券</p> <p>イ. 身体障害者に対する乗車券</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>ロ. 介護者に対する乗車券</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>2 ワンマンカーにあつては、身体障害者手帳の確認をしたうえで普通旅客については、割引の運賃額を收受する。</p> <p>(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には「障」または「介」の表示をする。</p>	<p>(発行方)</p> <p>第8条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面(往復乗車券及び回数乗車券については各券片)に次の表示をして発売する。</p> <p>(1) 身体障害者に対する乗車券</p> <div style="text-align: center;">  <p>直径 約1.5cm</p> </div> <p>(2) 介護者に対する乗車券</p> <div style="text-align: center;">  <p>直径 約1.5cm</p> </div> <p>2 ワンマンカーにあつては、身体障害者手帳の確認をしたうえで普通旅客については、割引の運賃額を收受する。</p> <p>(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には「障」または「介」の表示をする。</p>

*下線部が改正箇所。

知的障害者旅客運賃割引規程【新旧対照表】

改正	現行
<p>(発行方)</p> <p>第8条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面(回数乗車券については各券片)に次の表示をして発売する。</p> <p>(1) 普通乗車券・回数乗車券</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(2) 定期乗車券</p> <p>イ. 知的障害者に対する乗車券</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>ロ. 介護者に対する乗車券</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>2 ワンマンカーにあつては、療育手帳の確認をしたうえで普通旅客については、割引の運賃額を収受する。</p> <p>(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には「<u>障</u>」または「<u>介</u>」の表示をする。</p>	<p>(発行方)</p> <p>第8条 知的障害者が療育手帳を呈示して乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面(往復乗車券及び回数乗車券については各券片)に次の表示をして発売する。</p> <p>(1) 身体障害者に対する乗車券</p> <div style="text-align: center;">  <p>直径 約1.5cm</p> </div> <p>(2) 介護者に対する乗車券</p> <div style="text-align: center;">  <p>直径 約1.5cm</p> </div> <p>2 ワンマンカーにあつては、身体障害者手帳の確認をしたうえで普通旅客については、割引の運賃額を収受する。</p> <p>(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には「<u>育</u>」または「<u>護</u>」の表示をする。</p>

* 下線部が改正箇所

ICカード取扱規則【新旧対照表】

改正	現行
<p>(運賃の收受)</p> <p>第15条 ICカードを第14条の規定により使用する 場合、出場時にICカードから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を收受します。この場合、小児用のICカードにあっては小児の片道普通旅客運賃を、その他のICカードにあっては大人の片道普通旅客運賃を收受します。ただし、使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式IC乗車券に適用する運賃は別に定めます。</p> <p>2 第1項における片道普通旅客運賃の收受方は、次の各号によります。</p> <p>(1) ICカードのポストペイ機能で乗車された場合には、当社が別に定める「ポストペイ運賃事後割引サービス特約」の規定に基づき計算し、当該ICカードの発行者または発行者が業務を委託する者が、旅客に請求します。</p> <p>(2) ICカードのプリペイド機能で乗車されたときの片道普通旅客運賃は当該カードのSFから減額します。</p> <p><u>3</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><u>3</u> ICカードで乗車される場合、当該カードのポストペイ機能が有効である場合は、ポストペイ機能を優先することにしプリペイド機能は使用できないものとします。</p> <p style="text-align: center;"><u>(項番変更)</u></p>	<p>(運賃の收受)</p> <p>第15条 ICカードを第14条の規定により使用する 場合、出場時にICカードから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を收受します。この場合、小児用のICカードにあっては小児の片道普通旅客運賃を、その他のICカードにあっては大人の片道普通旅客運賃を收受します。ただし、使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式IC乗車券に適用する運賃は別に定めます。</p> <p>2 第1項における片道普通旅客運賃の收受方は、次の各号によります。</p> <p>(1) ICカードのポストペイ機能で乗車された場合には、当社が別に定める「ポストペイ運賃事後割引サービス特約」の規定に基づき計算し、当該ICカードの発行者または発行者が業務を委託する者が、旅客に請求します。</p> <p>(2) ICカードのプリペイド機能で乗車されたときの片道普通旅客運賃は当該カードのSFから減額します。</p> <p><u>3 ICカードによって乗継割引区間を乗車した場合は、当社が別に定めるところにより乗継割引を行うことがあります。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(注) 乗継割引の適用方については、当社が別に定める「連絡運輸取扱規程」によります。</u></p> <p><u>4</u> ICカードで乗車される場合、当該カードのポストペイ機能が有効である場合は、ポストペイ機能を優先することにしプリペイド機能は使用できないものとします。</p>

* 下線部が改正箇所。

連絡運輸取扱規程【新旧対照表】

改正		現行																
(用語の意義) 第2条 この特約における主な用語の意義及び内容は次表のとおりとします。		(用語の意義) 第2条 この特約における主な用語の意義及び内容は次表のとおりとします。																
用語	意義及び内容	用語	意義及び内容															
1. 乗車記録	(省 略)	1. 乗車記録	(省 略)															
2. 利用月	(省 略)	2. 利用月	(省 略)															
3. ポストペイ普通運賃	ICカードのポストペイ機能で当社線を乗車された都度発生する未払いの普通旅客運賃をいい、月末日終了時に行う割引計算の過程において区間内乗車や区間外乗車に分割、区分された普通旅客運賃を含みます。	3. ポストペイ普通運賃	ICカードのポストペイ機能で当社線を乗車された都度発生する未払いの普通旅客運賃（ICカード取扱規則第15条第3項に定める乗継割引が適用された場合は、 <u>乗継割引適用後の金額</u> ）をいい、月末日終了時に行う割引計算の過程において区間内乗車や区間外乗車に分割、区分された普通旅客運賃を含みます。															
4. ポストペイ割引後運賃	(省 略)	4. ポストペイ割引後運賃	(省 略)															
5. 利用額割引	<p>利用額に応じて、自動的にポストペイ普通運賃の額を割引いた運賃（利用額割引運賃）を適用することをいいます。なお、計算する場合は、期間や区間ごとに一時的に設定した普通旅客運賃の額ではなく、旅客営業規則第52条に定める大人片道普通旅客運賃の額を基準に集計します。</p> <p>〔割引内容〕 利用月内の利用額に応じて下記の割引計算を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>利用額</td> <td>2,000円/月以下の利用分</td> <td>2,001円/月～2,200円/月の利用分</td> <td>2,201円/月以上の利用分</td> </tr> <tr> <td>割引内容</td> <td>0%割引（無割引）</td> <td>100%割引（無料）</td> <td>10%割引</td> </tr> </table>	利用額	2,000円/月以下の利用分	2,001円/月～2,200円/月の利用分	2,201円/月以上の利用分	割引内容	0%割引（無割引）	100%割引（無料）	10%割引	<p>利用額に応じて、自動的にポストペイ普通運賃の額を割引いた運賃（利用額割引運賃）を適用することをいいます。なお、計算する場合は、期間や区間ごとに一時的に設定した普通旅客運賃の額ではなく、旅客営業規則第52条に定める大人片道普通旅客運賃の額（ICカード取扱規則第15条第3項に定める乗継割引が適用された場合は、<u>乗継割引適用後の金額</u>）を基準に集計します。</p> <p>〔割引内容〕 利用月内の利用額に応じて下記の割引計算を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>利用額</td> <td>1,500円/月以下の利用分</td> <td>1,501円/月～1,650円/月の利用分</td> <td>1,651円/月以上の利用分</td> </tr> <tr> <td>割引内容</td> <td>0%割引（無割引）</td> <td>100%割引（無料）</td> <td>10%割引</td> </tr> </table>	利用額	1,500円/月以下の利用分	1,501円/月～1,650円/月の利用分	1,651円/月以上の利用分	割引内容	0%割引（無割引）	100%割引（無料）	10%割引
利用額	2,000円/月以下の利用分	2,001円/月～2,200円/月の利用分	2,201円/月以上の利用分															
割引内容	0%割引（無割引）	100%割引（無料）	10%割引															
利用額	1,500円/月以下の利用分	1,501円/月～1,650円/月の利用分	1,651円/月以上の利用分															
割引内容	0%割引（無割引）	100%割引（無料）	10%割引															
(以下省略)		(以下省略)																

* 下線部が改正箇所。